

団体推進コース

交付申請

申請事業主名

ご担当者所属・お名前

様

- 令和 年 月 日付で交付申請書を受理しました。以下の事項にご留意ください。
- ① 受理後に審査があります。必要に応じて、審査担当者よりお電話を差し上げますので、ご対応をお願いします。（審査担当者は受付担当者と異なる場合があります。）
 - ② 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給防止の観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差替えや訂正を行うことはできません。
 - ③ 書類の追加提出や補正を求めることがあります。
 - ④ 労働局職員が事業場を訪問し、審査に必要な調査を実施する場合があります。

- 令和 年 月 日付で交付申請されましたが、裏面の○印を付した書類が提出されておらず、受理することができません。

（で着色された欄の書類は申請マニュアルの「交付申請時の提出書類一覧」で提出が求められているものであり、全て揃っていない場合には受理することができません。）

書類一式を返戻いたしますので、必要書類に本状を添えて再度ご申請ください。

なお、事案によってはこの他にも、審査に必要な書類を提出していただくことや、書類の補正を求める場合がありますので、ご承知おきください。

- 令和 年 月 日付で交付申請書を受理しましたが、裏面の○を付した書類が提出されておられません。

（で着色された欄の書類は支給要領第3の1（1）⑦「その他、労働局長が必要と認める書類」に該当し、ご提出いただけない場合は交付決定できません。）

（で着色された欄の書類は助成金を確実・迅速にお支払いするためにご提出をお願いする書類であり、提出は任意です。）

令和 年 月 日までに必要書類に本状を添えてご提出願います。

また、以下の事項にご留意ください。

- ① 受理後に審査があります。必要に応じて、審査担当者よりお電話を差し上げますので、ご対応をお願いします。（審査担当者は受付担当者と異なる場合があります。）
- ② 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給防止の観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差替えや訂正を行うことはできません。
- ③ 書類の追加提出や補正を求めることがあります。
- ④ 労働局職員が事業場を訪問し、審査に必要な調査を実施する場合があります。

【特記事項】

【問い合わせ先】

〒540-8527

大阪市中央区大手前4丁目1番67号8階

大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課

助成金第1係 (担当)

TEL 06-6941-4630

FAX 06-6946-6465

令和4(2022)年度 働き方改革推進支援助成金

団体推進コース

交付申請

<申請期間> 令和4年11月30日（国の予算に制約されるため、申請期間内に募集を予告なく終了する場合があります）

<提出書類>

<input type="checkbox"/> 交付申請書		<input type="checkbox"/> 様式第1号 <input type="checkbox"/> 様式第1号続紙
<input type="checkbox"/> 事業実施計画		<input type="checkbox"/> 様式第1号別添
<input type="checkbox"/> 構成事業主名簿		<input type="checkbox"/> 様式第1号別添別紙（構成事業主一覧） ○労働者数及び資本金が確認できるものであれば、既存の会員名簿等でも可 ○支給要領第1の1(1)①アからオに該当する事業主団体については、「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える」旨を記載した署名のある申立書でも可
		【事業主団体の場合】 <input type="checkbox"/> 構成事業主が3以上で組織され、労働者数の合計が10人以上であること
		【共同事業主の場合】 <input type="checkbox"/> 構成事業主が10以上で組織されていること（同一事業主は対象外）
事業主団体の場合	<input type="checkbox"/> 定款、会則等	<input type="checkbox"/> 1年以上の活動実績及び活動状況に問題がないことが確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 収支決算書	<input type="checkbox"/> 直近2年間分（活動実績が2年に満たない場合は直近1年間分）
共同事業主の場合	<input type="checkbox"/> 協定書	<input type="checkbox"/> 代表事業主名（法人格を有すること）、共同事業主名、改善事業に要する全ての経費の負担に関する事項、有効期間、協定年月日、全ての事業主の記名が盛り込まれているもの
	<input type="checkbox"/> 会則等	<input type="checkbox"/> 1年以上の活動実績及び活動状況に問題がないことが確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 定款	<input type="checkbox"/> 代表事業主のもの
	<input type="checkbox"/> 収支決算書	<input type="checkbox"/> 代表事業主のもの <input type="checkbox"/> 直近2年間分（活動実績が2年に満たない場合は直近1年間分）
<input type="checkbox"/> 見積書の写し※		<input type="checkbox"/> 審査期間中有効なもの <input type="checkbox"/> 見積業者が申請代理人等でないもの
【1件あたり10万円以上を要するもの場合】 <input type="checkbox"/> 相見積書の写し※		<input type="checkbox"/> 審査期間中有効なもの <input type="checkbox"/> 見積業者が申請代理人等でないもの 【相見積書を提出できない場合】 <input type="checkbox"/> 申立書
<input type="checkbox"/> 取組内容が確認できる資料		<input type="checkbox"/> カタログ、取組の内容を記載した書類等
<input type="checkbox"/> 助成金振込希望口座が確認できる資料		<input type="checkbox"/> 金融機関名・支店名・口座の種類・口座番号・口座名義がわかるもの（通帳表紙の写し等）

※申請事業主、申請代理人、提出代行者又は事務代行者（これらの者の関連企業（一方が他方の経営を実質的に支配していると認められる場合に限る）を含む）を改善事業の受託者や相見積もり先とすることは認められず、不交付又は不支給となります。

- : すべてが揃っていないと受理できない書類（申請マニュアルの「交付申請時の提出書類一覧」参照）
- : すべてが揃っていないと交付決定できない書類（支給要領第3の1(1)⑦「その他、労働局長が必要と認める書類」に該当）
- : 提出は任意ですが、助成金を確実・迅速にお支払いするためにご提出をお願いする書類